

府中市インフラマネジメント計画改定検討協議会の設置等に関する 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき、府中市インフラマネジメント計画改定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 府中市インフラマネジメント計画（2018年度）の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) むさし府中商工会議所の推薦する者 1人
- (3) 府中自治会連合会の推薦する者 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。